

会議録（１）

会議の名称	令和７年度 第１回飯能市景観審議会
開催日時	令和７年９月４日（木） 開会 午後１時３０分 閉会 午後２時４０分
開催場所	飯能市役所本庁舎５階 第１委員会室
議長氏名	深堀 清隆
出席委員	依田 彩 城井 光広 浅野 正敏 鈴木 康弘
欠席委員	小槻 成克
説明者の職氏名	建設部長 木崎 晃典 建設部都市計画課長 栗田 孔崇 建設部都市計画課主幹 町田 則之 株式会社ムーミン物語 取締役 東風 康行 株式会社ピアニジュウイチ 代表取締役 細江 祐也 有限会社爆団 代表取締役 金宇 保明
傍聴者の数	０名
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	建設部都市計画課長 栗田 孔崇 建設部都市計画課主幹 町田 則之 建設部都市計画課主査 井戸入 大輝 建設部都市計画課主事 上田 一成

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

開会に際して、建設部長から挨拶があった。

建設部長から会長に諮問書を渡した。

会議次第に従い、次第３議事（１）「景観形成重点地区（宮沢湖周辺地区）における届出の事前相談について（諮問）」について、建設部都市計画課主幹から説明し質疑応答を実施した。

諮問事項に対する採決の結果は、全会一致で妥当と判断した。

会長から建設部長に答申書を渡した。

次第４その他においては、景観重要建造物の現状変更許可について、建設部都市計画課主幹から報告した。

会議録（３）

発 言 者	発 言 内 容
都市計画課長	13時30分 開会 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。 本日司会を務めます、建設部都市計画課長の栗田でございます。よろしくお願いいたします。 審議会に入ります前に、本日の出欠席について報告させていただきます。 本日の出席委員は「5名」で、飯能市景観条例第27条第2項の規定に基づく定足数「2分の1以上」を満たしておりますので、ただいまより「令和7年度第1回飯能市景観審議会」を始めさせていただきます。 本日は公開の会議としておりますので、傍聴を希望される方につきましては、傍聴席で傍聴していただきますので、ご承知のほどお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして建設部長の木崎よりごあいさつ申し上げます。
建設部長	(あいさつ)
都市計画課長	続きまして、深堀会長からごあいさつを頂戴したいと思います。
会長	(あいさつ)
都市計画課長	ありがとうございました。 続きまして、飯能市景観条例第28条に基づき議事に関する関係事業者をお呼びしております。入場していただいてもよろしいでしょうか。

	(異議なしの声あり) (関係事業者の入室)
都市計画課長	続きまして、本日出席の市の職員を紹介させていただきます。 (市職員の紹介)
都市計画課長	続きまして、同席いただいている関係事業者をご紹介します。 (関係事業者の紹介)
都市計画課長	続きまして、本日の諮問事項について、「諮問書」を部長から会長にお渡しさせていただきます。
建設部長	(諮問書を朗読し、会長に渡す)
都市計画課長	続きまして、資料の確認をさせていただきます。 (配布資料の確認)
都市計画課長	それでは、次第「3 議事」に移らせて頂きたいと思います。飯能市景観条例第27条第1項の規定により、議事の進行は深堀会長にお願いします。
会長	それでは、しばし議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。「議事の(1)景観形成重点地区(宮沢湖周辺地区)における届出の事前相談について(諮問)」事務局から説明をお願いします。
都市計画課主幹	〈資料1～5に基づき説明〉
会長	事務局からの説明は以上です。景観形成重点地区(宮沢湖周辺地区)における届出の事前相談について、委員の皆様からまずは、ご不明な点についてご質問をお願いしたいと思います。

	ます。
委員	テントということですが、建築基準法上は仮設物として取り扱われるのですか。
事業者	建築基準法上は建築物としての取扱いになり、建築確認申請も建築物として提出するよう準備を進めています。また、建築物なので恒久的に使用していきたいと考えています。
委員	テントの耐用年数はどのくらいですか。
事業者	メーカー発表では、退色年数が５年ほど、生地は耐用年数は１０年程と言われています。しかし、テーマパークなので、ボロボロの状態は良くないと考えており、５～７年に１回張り替えることで、安全性も含めて運用ができればと考えています。
委員	資料２の２ページとサンプルを見比べたのですが、艶がある方が表になるのですか。
事業者	艶がない方が表になります。
委員	テント上部の生地は側面にも使用されるのですか。
事業者	側面もテント上部と同様の素材を使って建築します。
委員	最近は竜巻等、自然災害も発生していますが、テントだと飛んでしまう危険性があるのでしょうか。
事業者	現在は夏場の日除けとして仮設テントで、今回のテントと同じ建築面積のものを使用してきましたが、台風１９号なども含め、６年間営業してきて一度も影響はありませんでした。 今回テントを設置する場所は風が当たらない場所を選んでいきます。また、自然災害が発生した場合、不利益を承知でテントを裂き、災害が去った後に再度張り替えを行います。

	お客様の命を最優先に営業しているのでテントが浮き上がる等、危険が起きないようにマニュアルに基づき運用をしたいと考えています。
委員	テントの構造は何ですか。
事業者	鉄骨となります。また、基礎はコンクリートで固め、鉄骨とアンカーでつなぎます。
事業者	トラスを使った仮設テントとは違い、建築確認申請を建築物で申請しますので、構造上は建築物として強度を持たせる予定です。
会長	災害時はテントを裂くというお話がでしたが、取り外しはできないのですか。
事業者	これから計画は考えますが、理想は取り外しできればと考えています。ただ、固定しなければならない箇所もありますのでそこはこれから考えていきたいと思います。
会長	取り外しの方が裂くのに比べて安全対策を行いやすいと思いますし、裂きたくないという気持ちが出てくる可能性があるかと思いますが、どうお考えですか。
事業者	ご指摘の通り、判断が鈍る可能性もありますので、ご意見として承りたいと思います。
委員	資料２の２ページにある旗は取り外せるのですか。
事業者	現在は固定で考えております。
委員	景観形成重点地区には、「こういった景観を目指すため、こういった色彩の制限を設けます。」等の景観計画の方針があったかと思いますが、教えていただけますか。
都市計画課主幹	本市の景観計画は、基本的に埼玉県景観計画に準じて色彩

	制限を設ける形で作成しています。埼玉県では暖色系の彩度が6超、寒色系の彩度が2超の場合に届出が必要となりますが、当時の景観審議会委員から「同じ彩度ではよろしくないのでは」と意見がありまして、重点地区については飯能市と同様に山間地域のある青梅市、箱根町を参考にして、暖色系を4超と緩和しました。また、景観形成重点地区（宮沢湖周辺地区）については、自然景観を維持していくことが大きなテーマですが、自然景観を優先するだけでなく、市の観光やテーマパークといった観光のランドマークとともに、自然景観と共存していくという考えから、但し書きを記載させていただきました。
会長	景観形成重点地区については地区目標が2つ設定されていて、「北欧のテーマパークとの調和」というのが書かれていた気がします。
都市計画課主幹	飯能市景観計画の15ページに、「田園風景と調和した景観づくり」と「北欧の雰囲気と調和した景観づくり」の2つの地区目標が記載されております。
委員	このテントは、既存の劇場の外側に建てられるのですか。
事業者	既存の劇場の客席側にせり出す形で、客席を覆うイメージです。
委員	テントの扉部分の素材は何ですか。
事業者	テントの扉部分も幕になる予定です。
委員	緑色の葉は本物の植物を使用するのですか。
事業者	葉は印刷です。資料はあくまでコンセプト図のため、今後花を飾る等を考えていこうと思っております。
会長	今回、赤色を使われるということで、ムーミンの物語、テーマパークの物語に赤が位置付けられていることが大切だ

事業者	と考えています。はじめはモノクロムの小説から始まったと思いますが、テントの色が「小説と同様の赤」との説明がありましたが、模範となる色はどこからきているのですか。 資料3が原作者が残した「ムーミン谷の夏まつり」の小説の代表的な表紙絵となります。原作者が存命の際、着色したのが劇場の天幕にある赤色となっております。現在運営されている「エンマの劇場」は表紙絵をモチーフにした赤を使用させていただいております。
会長	小説の中に色の記載があったのではなく、表紙絵が根拠ということですか。
事業者	その通りです。
会長	「本国フィンランドから赤を強く希望されているため」と資料1に記載がありますが、本国とはどのような関係性なのですか。また、今回のエンマの劇場客席テントに関しては小説の表紙絵があったため色が分かりましたが、その他の施設では、何を根拠に色を決定していくのですか。
事業者	まず、関係性からお話しさせていただきます。ムーミンキャラクターズ社は原作者トーベ・ヤンソンの遺族が版權管理を行っている会社です。そのムーミンキャラクターズ社と当社がテーマパーク運営のライセンス契約を引き受けております。ライセンサーとライセンシーの関係なので、大規模な構造物を造る際は、事前に報告や意見の聴取を行い企画しております。今回についても、当社から色のパターンをいくつか提示して、ムーミンキャラクターズ社からモチーフが赤のため、赤色が良いと回答がありました。 もう1つの質問については、ライセンサーが管理している指定のCMYK、RGBの色データがありまして、建物を建てる際などは、「CMYKはこのバランスにするように」と指定があり、基本的に指定のバランスを忠実に再現しています。今回のエンマの劇場客席テントについては原作にないので、原作の延長線上で赤色を考えさせていただきました。

会長	原作を踏まえた色彩を踏襲した物語の結果、赤色を選ばれたということですか。
事業者	その通りです。
委員	テントを建設した際、一般道からは見えないのですか。
都市計画課主幹	景観計画策定時の記録を見ても、県道から一本中に入ったところにあり、木々や山に覆われていることからある意味ではテーマパークとして独立している状態であり県道から見えない状況です。
会長	景観形成重点地区の趣旨を考えると、テーマパークにお客様が来られた時の、自然景観や田園景観と調和させていくことが大事だと考えます。浦安市のディズニーリゾートも景観形成基準についてはテーマパークの中からの景色についても書かれており、外から派手な色や光の点滅が見えないようにするのも景観ですし、テーマパークの中からの景観も大切だと考えました。
委員	最近の暑さで日除けが必要であることが理由の一つに挙げられていましたが、庇などではなく、なぜテントにするのですか。
事業者	現在、夏限定で3連の仮設テントを設置していますが、屋根のみで、入ってくる空気や陽の差し込みを完全には防げていない状態です。今回施工予定のテントでは、周りを囲みますので室内空間に近い形になります。今後は空調設備などを検討し、より快適に長時間滞在できる空間にしていきたいと考えています。また、従業員が着ぐるみを着て踊っているのですが、現在の環境下では最大でも15分間が限界で、踊った後にアイスバスに入らないと回復できないぐらい体温が上がってしまいます。従業員の保護といった観点からも、ある程度の密閉空間を作り、快適に働いてもらいたいという思いもあります。

委員	今回、建築基準法上の建築物だと伺いましたが、サンプルのテント生地で断熱性能等の建築物としての基準はクリアできるのですか。
事業者	建築確認申請では用途を屋外劇場で申請しようかと考えています。委員は省エネ基準等を気にされているかと思いますが、今回のテントに関しては除外できるような形で協議を進めていきたいと考えています。
委員	資料2の2ページにあるテント開口部の上にある緑色のラインは何を表していますか。
事業者	雨樋になります。色については、大規模施設用の雨樋で前上がりという特殊な形状であるため、緑ではなくこげ茶か黒になる可能性もあります。
委員	暑さ対策ということでしたが、赤色よりは青や緑、オレンジ色の方が太陽光の熱を抑えてくれるのではないかと思います。ムーミンキャラクターズ社からの指示もあり赤色にしたいということですか。
事業者	関連性のある色として赤色を選びましたので、ご理解いただけたらありがたいです。
会長	色々ご質問させていただきましたが、続いて今回の適用除外することについて、委員の皆様からご意見等ありますでしょうか。
委員	耐用年数についてはメーカーは10年程、退色年数については5年程となっている中で、5～7年程で張り替えるということで見栄えも悪くならず、県道からも見えない。また、小説の表紙絵が根拠ということで原作の世界観を具現化されているということで問題はないかと考えます。
委員	県道や外から見える空間ではなく、日常とは違う世界観を

	表現するテーマパーク内においてテーマやコンセプトにあった色彩が選ばれているのであれば、良いかなと考えます。 再確認ですが、資料２の２ページに使用されている赤色が素敵だと思ひまして、サンプルの赤色だと赤色が強すぎる感じがしたのですが、資料２の２ページの赤色に近い既製品はないのですか。
事業者	難燃素材だとあるのですが、建築基準法上は不燃でなければならないので、サンプルの赤色しかない状況です。
委員	色々と話を伺い、適用除外で大丈夫かと思ひます。 ちなみに、武蔵丘ゴルフコースからテントは見えるのですか。
事業者	資料２の１ページ右下にあるコケムスがカートコースに一番近く、距離的には数百メートル離れているので視認は難しいかと思ひます。
委員	建設する場所がテーマパーク内であり賑やかになるのは構わないですし、このようにしっかり審議して確認を取りながら進めているので賛成です。
会長	景観形成重点地区のコンセプトである周辺の景観に配慮しており、テーマパーク内の景観についても世界観のとおりでストーリーが通っていることが確認できました。また、色の根拠についても、ムーミンキャラクターズ社との連絡も踏まえて検討を行い、素材の調達等制約がある中で最善の物を選んでいただいているということが確認できました。 そのほか、建築的な安全性についても指摘がありましたが、今回は景観の視点からということで基本的なこととして進めていただければと思ひます。 それでは、以上で質疑を終了します。 ここで、説明のため出席いただきました事業者の３名はご退席ください。 (事業者の退席)

会長	それでは、採決を行います。 「景観形成重点地区（宮沢湖周辺地区）における届出の事前相談について」は、妥当と判断することにご異議ございませんか。
委員	（異議なしの声あり）
会長	異議がないようですので、妥当と判断することとします。 ただいまより、答申書作成のため、休憩に入ります。 （休憩）
会長	審議会を再開します。 本日の諮問事項について、「答申書」をお渡しいたします。 （諮問書を朗読し、部長へ渡す）
会長	議事については以上ですので、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。
都市計画課長	会長ありがとうございました。 委員の皆様におかれましては長時間に渡り、ご審議いただきましてありがとうございました。 本日予定しておりました議事は以上になります。 続きまして、次第の4「その他」でございしますが、事務局から報告事項がございます。
都市計画課主幹	＜事務局説明＞景観重要建造物の現状変更許可について（報告）
都市計画課長	事務局からは以上になりますが、委員の皆様から何か報告などございますでしょうか。

	無いようですので、以上とします。 先ほどご議決いただきました諮問事項については、後日、答申書の写しを委員の皆様を送付いたしますので、ご承知おきいただきますよう、よろしくお願いします。 次回の審議会につきましては、委員の皆様と調整した上でご連絡をさせていただく予定です。よろしくお願いします。 それでは、以上をもちまして、「令和7年度第1回飯能市景観審議会」を終了させていただきます。 本日はお忙しい中、長時間にわたり、ご協議いただきましてありがとうございます。 14時40分 閉会
議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。 令和 年 月 日 議長の署名 _____	